

正誤表	うかる！ 行政書士 直前模試 2023年度版
-----	------------------------

本書において、下記の誤りがございました。
ここに訂正させていただきますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当ページ	該当箇所	誤	正	備考	訂正反映
別冊 13	問題15 肢4	再調査の請求人の申立てがあつた場合には、 審理員 は、当該申立てをした者に口頭で再調査の請求にかかる事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。	再調査の請求人の申立てがあつた場合には、 処分庁 は、当該申立てをした者に口頭で再調査の請求にかかる事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。		
本冊 28	1～3行目(問題15 肢4の解説)	31条1項本文は、「審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者……に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定している。	31条1項本文は、「審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員 〔処分庁〕 は、当該申立てをした者……に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定している。	赤字部分を補足	